

警報発表時・地震発生時の対応について（改定）

海南市に、特別警報・暴風警報（海上を除く）・大雨警報・洪水警報・暴風雪警報・大雪警報・大津波警報が発表された場合（波浪・高潮・津波警報は除く）、また、地震が発生した場合は、下記ようになります。気象情報には十分ご注意ください。

＜防災行政無線（サイレン）、テレビ（NHKのテロップ）等で確認してください。＞

※ 改定している部分は下線をつけています

記

- 1 登校までに、上記の警報が発表された場合は、登校させず、自宅待機させてください。
- 2 地震(近隣で震度 5 弱以上)が発生した場合は、登校させず、自宅待機させてください。登校については、状況を見て「すぐーる」で連絡をいたします。
なお、各地域で被害状況に差があることが考えられますので、ご家庭で十分安全にご留意ください。
- 3 上記の警報が午前 6 時までに解除されない場合は、給食は中止します。
その後、午前 9 時までに解除された場合、安全を確認の上、すみやかにその日の授業の用意を持ち登校させてください。午前中のみ授業を行い、下校します。（給食中止のため）部活動はありません。
午前 9 時以降、正午までに解除された場合は昼食をすませ、その日の授業の用意を持ち午後 1 時 30 分までに登校させてください。午後の授業を実施します。
但し、正午までに警報が解除されなかった場合は、臨時休業になります。
- 4 通学路の増水など登校させるには危険があると思われる場合は、ご家庭の判断により、上記 3 にかかわらず登校を見合わせてください。（このような場合は学校☎ 4 8 2 - 3 5 2 9 にご連絡ください）土砂崩れや増水の場所等通学路の危険箇所についての情報もお知らせください。
- 5 授業時に、上記の警報が発表された場合は、また地震が発生した場合には、学校に待機させ、状況判断のうえ下校させます。状況によっては、給食をとらずに下校させることもあります。
なお、その場合は、誠に申し訳ありませんが、その日の給食費はご負担していただくこととなります。

【警報が発表された場合は、次の点に注意してください】

- (1) 川・池・用水路は増水するので、絶対に近寄らないようにさせてください。
- (2) 強風で、樹木・塀・看板・電柱など倒れたり瓦が飛んだりする恐れがある場合は外出させないようにしてください。
- (3) 非常の場合に備えて、身の回りのもの等整えておくようにしてください。

* 学校から連絡がある場合は、「すぐーる」を通じて行います。